

北広島町イメージキャラクター「花田舞太郎」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島町イメージキャラクター「花田舞太郎」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次に掲げる行事とする。

- (1) 北広島町内の公共的団体が開催する行事
- (2) 北広島町内の学校等が教育の目的で開催する行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で開催する行事
- (5) その他、北広島町又は「花田舞太郎」の魅力の発信に資する行事又は北広島観光プロモーション実行委員会（以下「会長」という。）が公益的観点から適当と認めた行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しをしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (2) 政治若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (5) 「花田舞太郎」及び「北広島町」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあるとき
- (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されず、又は使用されないおそれがあるとき
- (7) 行事の内容や使用場所等から着ぐるみを著しく破損又は汚損するおそれがあるとき
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が不適当であると認めたとき

(使用の承認)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、「花田舞太郎」着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体等の概要及び使用予定行事の概要が分かる資料を添えて会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、使用の承認に際し、条件を付することができる。

3 会長は、着ぐるみの使用を承認しない場合は、「花田舞太郎」着ぐるみ貸出不承認通知書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(4) 第3条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(5) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。

(承認の取消し)

第7条 借受者が前条に掲げる事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出は承認しないものとする。

(原状回復)

第8条 貸出期間中の着ぐるみを破損又は汚損したときは、借受者の責任と負担により、補修し、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、実行委員会は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合にも第三者が被った被害について、実行委員会は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日改正）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

お問い合わせ

〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田 1122

北広島町商工観光課

電話：050-5812-8080/FAX：0826-72-5242

E-mail：kankou@town.kitahiroshima.lg.jp（観光振興係）

(様式第1号)

「花田舞太郎」着ぐるみ借受申請書

年 月 日

北広島観光プロモーション実行委員会長 様
(商工観光課)

申請者
住所

氏名
※押印省略可

北広島町イメージキャラクター「花田舞太郎」の着ぐるみを次のとおり借り受けたいの
で申請します。なお、当該行事は北広島町およびキャラクターのイメージを損なうもので
はなく、また、専ら営利目的でおこなうものではありません。

行 事 名			
開 催 日 時	年 月 日 時		
使 用 時 間	年 月 日 時～ 時		
開 催 場 所	屋外・屋内・その他（ ）※雨天の場合屋外の使用はできません		
行 事 内 容 及 び 使 用 方 法			
借 受 (貸 出) 日	年 月 日 時		
返 却 予 定 日	年 月 日 時		
連絡先 担当者	住 所		
	氏 名	電 話	
	メー ル	F A X	
添 付 書 類	☐ 企画書（行事の概要がわかる資料）		
	☐ 申請者の概要がわかる書面※北広島町内の団体は必要なし		

上記のとおり承認する。ただし遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた行事のみに使用し、貸出期間を遵守すること。
- (2) 雨天の場合は使用しないこと。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみの使用については、別に定める使用マニュアルを遵守して取り扱うこと。
- (5) 貸出条件が付された場合、これに従って使用すること。

年 月 日

北広島観光プロモーション実行委員会長



☐ 予約入力済

「花田舞太郎」着ぐるみ貸出不承認通知書

年 月 日

様

北広島観光プロモーション実行委員会長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、北広島町イメージキャラクター「花田舞太郎」着ぐるみ貸出につきましては、下記の理由により承認しません。

記

理 由	
-----	--